

第七回
国会

参議院選挙法改正に関する特別委員会会議録第十五号

昭和二十五年四月十日(月曜日)午後一時四十分開会

本日の会議に付した事件

(一)国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案(内閣提出)

○委員長(小島清一君) それでは只今から選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

本日は本委員会に付託になつております国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案を議題といたします。

先づ、政府から本法律案に対する提案理由の御説明をお願いいたします。

○政府委員(吉岡憲一君) 只今議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

国会議員の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の執行に関する事務の大部分は、都道府県又は市町村の選挙管理委員会に委任して行われておるのでありますが、このため特に要する経費につきましても、現在すべて國が負担することになつておるのであります。

今回の税制改革に当り立てられました地方公共団体の機関に委任して行ふ事務に要する経費は地方財源で賄うことを原則とすることとなつたのであります。

が、国会議員の選挙等に関する事務は毎年行われるものでなく、又衆議院の解散による総選挙又は補欠選挙等予期し得ない時期に行われる場合もあり、更に選挙等の公営の実施その他について機会均等を確保する必要等諸般の事情を勘案し、重要な国務でもありま

すので、直接國費から支出することとしたしまして、これまでと同様に、国会議員選挙等の執行のために地方公共団体が特に要する経費は、すべて國が負担することとしたしました次第であります。

国会議員選挙の執行に要する経費は、衆議院議員総選挙には最高裁判所裁判官国民審査が、参議院議員通常選挙には全国区及び地方区の選出議員の選挙とが同時に行われ、又選挙公営が拡充せられる等のために、相当の額に達するのであります。而もその大部分が地方の選挙管理委員会において要するものであります。

国会議員の選挙等の事務の大部分が地方の選挙管理委員会に委任して行われるものでありますので、選挙公営の実施その他選挙事務遂行について、地方選挙管理委員会の活動の如何は選挙の結果にも至大の影響を持つのであります。従つてその活動の裏付けとなりま

す経費について必要最小限度が満たされなければならぬのであります。が、國が経費を負担する場合に、その程度についてはいろいろ問題があるものであります。

昨年一月に行われました衆議院議員選挙におきましては、その経費は当初予備金より七億七千万円を支出したのであります。が、地方選挙管理委員会においては、この額ではその責任を十分に

果たすことができないというので、不足を生じた場合は國費を追加せられたとの強い要望がありました。政府としては、選挙の執行に支障を生ずることがありま

せんので、種々検討した結果、真に止むを得ない経費に不足を生じた場合は適切な措置を講ずることとしたのであります。結局において、去る第六国会において一億七千八百萬円の追加を補正予算に計上した次第であります。このように事後に問題を残すことは、面白くないのであります。併し昨年の衆議院議員の総選挙においては、議会の解散後行われる総選挙においては、時日の余裕もなく、予備金の限度もあつて、避け難いことでもあつたのであります。

以上述べた昨年一月の衆議院議員総選挙の際の実際から考えますと、地方の選挙管理委員会がその必要と認めて支出した経費は、すべて國が負担することになるのであります。而して、國の財政上相当の負担になるばかりでなく、國の負担額決定の時期等から考えて、地方選挙管理委員会の事務執行に財政上の不安があり、又同じ程度の規模の個々選挙事務についても、地方選挙管理委員会の間でその使用した経費の額が区々であり、延いては国会議員選挙の執行の上に非常な支障を生ずることにもなりますので、この際國が負担する経費は特に必要とする特別の理由のない限りは、この程度であるという基準

を予め定め、如何なる場合に選挙が行われることになりましても、その選挙に支出できる経費は予測できるようにして置いて、國の負担額も使らに厖大になることを避け、紛擾の発生を未然に防止して選挙の適正円滑なる執行を確保しようとするのが、この法律案を提出するに至つた根本の趣旨であります。

法律案の内容は国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査及び憲法第九十五條の規定による投票の執行について國が負担する経費の基準額とその配分とを規定してあるのであります。基準額につきましても、一般の選挙事務につきましても、その行われる単位、即ち都道府県、市区町村投票所、開票等の別に分け、選挙運動の公営の事務につきましても、その種類ごと、即ち選挙公報の発行、演説会場施設の公営候補者氏名の掲示等の別に分け、これら一般選挙事務の執行については、その規模を有権者の数に求めて段階を設け選挙運動の公営事務については、その種類に應じ、候補者の数、世帯数又は面積等を基礎に段階を設けて所要の経費を算定したのであります。所

要経費の算定につきましても、昨年一月に行われました衆議院議員総選挙及び同時に行われた最高裁判所裁判官国民審査に要した経費の実績を検討すると共に、都道府県及び市町村の実地について調査を遂げました結果、多く使用しておると認められるものを節約して少い額で済んでおるものもあるの

であります。が、その中庸をとつて基本の額を定めたのであります。距離、地域又は選挙の行われる時期等によつて一般的な基本額によることのできないものについては、それら必要な調整を加えることにいたしましたのであります。

以上のようにして定めた基準の額を基礎に、来る参議院議員通常選挙の執行に要する経費を計算いたしました結果、その総額は九億八千万円となり、昨年一月の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要した経費の九億五千万円に比較すると、約三千万円の増加となるのであります。この比較からいたしまして、経費の基準額は大体無理のないものと信ずる次第であります。

次に、配分につきましても、これまでと同様に全国選挙管理委員会におきまして、基準額に基いて、都道府県に對しその市町村の分も含めた所要経費を算出して配分いたし、各市町村の分については、都道府県において基準額に基いて所要額を算出して配分することにしたのであります。

避けることのできない事故その他特別の事情のため交付された額で選挙を行うことが困難な向に對しましては、別に調整費を設け、このうちから経費を追加することにいたしましたのであります。又無投票等によつて交付せられた額に不要となる額を生じた場合はこれを返還させることにいたしましたのであります。

以上がこの法律案の趣旨並びに内容であります。この法律案が成立いたしますれば、政府といたしましては、これによつて財政的措置を講ずべき拘束を受けず、都道府県市町村といたしましては、所要経費について保障せられることになりまして、選挙の円滑適正な執行が図られると存するのであります。何とぞ慎重御審議頂きたいと存する次第であります。

○委員長(小島清一君) それではちつと速記を止めて……

午後一時五十八分速記中止

午後二時三十五分速記開始
○委員長(小島清一君) 速記を始め……

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十六分散会
出席者は左の通り。

委員長 小島 清一君

理事

城 義臣君

木内 四郎君

鈴木 直人君

羽仁 五郎君

委員

大島 農夫雄君

中川 幸平君

小林 勝馬君

佐々木 鹿蔵君

鬼丸 義齋君

柏木 庫治君

来馬 琢道君

宿谷 榮一君

太田 敏兄君

政府委員

全国選挙管理委員会事務局長

吉岡 恵一君

四月六日本委員会に左の事件を付託された

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案

(目的)

第一條 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「国会議員の選挙等」とは、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五條の規定による投票をいう。

2 この法律において「大都市」とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十五條第二項の市をいい、「区」とは、大都市の区及び都の特別区をいう。

(経費の基準の算定)

第三條 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、左の各号に掲げる経費の種類について定める。

一 投票所経費

二 開票所経費

三 選挙会経費及び選挙分会経費

四 選挙公報発行費

五 候補者氏名等掲示費

六 演説会施設公営費

七 立会演説会費

八 新聞広告公営費

九 ポスター用紙費

十 事務費

(投票所経費)
第四條 投票所経費の基本額は、左の表に掲げる通りとする。

投票区 選挙人数	投票日	区市町村				市				町村			
		平日	日曜日	休日	平日	日曜日	休日	平日	日曜日	休日	平日	日曜日	休日
五百人未満	三、二六〇円	四、四七〇円	四、六六〇円	二、九三〇円	四、〇六〇円	四、二五〇円	二、六〇〇円	三、七九〇円	三、九八〇円	二、五三〇円	三、七二〇円	三、九一〇円	二、四六〇円
一千人未満	三、四七〇円	四、六八〇円	四、八七〇円	三、一四〇円	四、三七〇円	四、五六〇円	二、八〇〇円	四、〇九〇円	四、二八〇円	二、七四〇円	三、九三〇円	四、一二〇円	二、六七〇円
一千人以上	三、六八〇円	四、八九〇円	五、〇八〇円	三、三五〇円	四、五八〇円	四、七七〇円	三、〇一〇円	四、二〇〇円	四、三九〇円	二、九五〇円	四、一四〇円	四、三三〇円	二、八八〇円
二千人未満	三、八九〇円	五、一〇〇円	五、二九〇円	三、四六〇円	四、六九〇円	四、八八〇円	三、一二〇円	四、三一〇円	四、五〇〇円	二、九六〇円	四、二五〇円	四、四四〇円	二、九九〇円
二千人以上	四、一〇〇円	五、三〇〇円	五、四九〇円	三、六七〇円	四、九〇〇円	五、〇九〇円	三、二三〇円	四、四二〇円	四、六一〇円	三、〇七〇円	四、三六〇円	四、五五〇円	三、一〇〇円
三千人未満	四、二一〇円	五、四一〇円	五、六〇〇円	三、七八〇円	五、〇一〇円	五、二〇〇円	三、三四〇円	四、五三〇円	四、七二〇円	三、一八〇円	四、四七〇円	四、六六〇円	三、二一〇円
三千人以上	四、三二〇円	五、五二〇円	五、七一〇円	三、八九〇円	五、一二〇円	五、三一〇円	三、四五〇円	四、六四〇円	四、八三〇円	三、二九〇円	四、五八〇円	四、七七〇円	三、三二〇円
四千人未満	四、四三〇円	五、六三〇円	五、八二〇円	四、〇〇〇円	五、二三〇円	五、四二〇円	三、五六〇円	四、七五〇円	四、九四〇円	三、四〇〇円	四、六九〇円	四、八八〇円	三、四三〇円
四千人以上	四、五四〇円	五、七四〇円	五、九三〇円	四、一一〇円	五、三四〇円	五、五三〇円	三、六七〇円	四、八六〇円	五、〇五〇円	三、五一〇円	四、八〇〇円	五、〇九〇円	三、五四〇円
五千人未満	四、六六〇円	五、八六〇円	六、〇五〇円	四、二二〇円	五、四六〇円	五、六五〇円	三、七八〇円	五、〇六〇円	五、二五〇円	三、六二〇円	五、〇一〇円	五、二〇〇円	三、六六〇円
五千人以上	四、七七〇円	五、九七〇円	六、一六〇円	四、三三〇円	五、五七〇円	五、七六〇円	三、八九〇円	五、一七〇円	五、三六〇円	三、七三〇円	五、一二〇円	五、三一〇円	三、七七〇円
六千人未満	四、七八〇円	六、〇八〇円	六、二七〇円	四、四四〇円	五、六八〇円	五、八七〇円	四、〇〇〇円	五、二八〇円	五、四七〇円	三、八四〇円	五、二三〇円	五、四二〇円	三、八八〇円
六千人以上	四、八九〇円	六、一九〇円	六、三八〇円	四、五五〇円	五、七九〇円	五、九八〇円	四、一一〇円	五、三九〇円	五、五八〇円	三、九五〇円	五、三四〇円	五、五三〇円	三、九九〇円
七千人未満	五、〇〇〇円	六、二〇〇円	六、三九〇円	四、六六〇円	五、九〇〇円	六、〇九〇円	四、二二〇円	五、四〇〇円	五、五九〇円	四、〇六〇円	五、四五〇円	五、六四〇円	四、〇〇〇円
七千人以上	五、一一〇円	六、三一〇円	六、五〇〇円	四、七七〇円	六、〇一〇円	六、二〇〇円	四、三三〇円	五、五一一〇円	五、七〇〇円	四、一七〇円	五、五六〇円	五、七五〇円	四、一一〇円
八千人未満	五、二二〇円	六、四二〇円	六、六一〇円	四、八八〇円	六、一二〇円	六、四一〇円	四、四四〇円	五、六二〇円	五、八一〇円	四、二八〇円	五、六六〇円	五、八五〇円	四、二二〇円
八千人以上	五、三三〇円	六、五三〇円	六、七二〇円	四、九九〇円	六、二三〇円	六、四二〇円	四、五五〇円	五、七三〇円	五、九二〇円	四、三九〇円	五、七七〇円	五、九六〇円	四、三三〇円
九千人未満	五、四四〇円	六、六四〇円	六、八三〇円	五、〇〇〇円	六、三四〇円	六、五三〇円	四、六六〇円	五、八四〇円	六、〇三〇円	四、五〇〇円	五、八八〇円	六、〇七〇円	四、四四〇円
九千人以上	五、五五〇円	六、七五〇円	六、九四〇円	五、一一〇円	六、四五〇円	六、六四〇円	四、七七〇円	五、九五〇円	六、一四〇円	四、六一〇円	五、九九〇円	六、一八〇円	四、五五〇円
一万人未満	五、六六〇円	六、八六〇円	七、〇五〇円	五、二二〇円	六、五六〇円	六、七五〇円	四、八八〇円	六、〇六〇円	六、二五〇円	四、七二〇円	六、〇八〇円	六、二七〇円	四、六六〇円
一万人以上	五、七七〇円	六、九七〇円	七、一六〇円	五、三三〇円	六、六七〇円	六、八六〇円	四、九九〇円	六、一七〇円	六、三六〇円	四、八三〇円	六、一九〇円	六、三八〇円	四、七七〇円
二万人以上	五、八八〇円	七、〇八〇円	七、二七〇円	五、四四〇円	六、七八〇円	六、九七〇円	五、〇〇〇円	六、二八〇円	六、四七〇円	四、九四〇円	七、〇〇〇円	七、一九〇円	四、八八〇円

3 投票日の翌日において投票箱を開票所に送致した場合においては、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、区にあつては九百四十円、市にあつては八百円、町村にあつては六百九十六円をそれぞれ加算する。但し、勤務地手当を支給する地域にあつては、これらの額及びこれらの額に勤務地手当支給率を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

4 前項の場合においては、送致のための投票立会人に要する費用として、第十四條に規定する投票立会人に要する費用の額を加算する。

5 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、百八十円を加算する。但し、国家公務員に対する寒冷地手当及び石

炭手当支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）に基き寒冷地手当（以下「寒冷地手当」という。）を支給する地域における投票所については、一級地にあつて

は二百二十五円、二級地にあつては二百七十円、三級地にあつては三百十五円、四級地にあつては三百六十円をそれぞれ加算するものとする。

6 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、左の表に掲げる額を減額する。

投票区 の選挙人数	区		市		町		村
	市	町	市	町	市	町	
五百人未満			三三〇円				二二〇円
一千人未満			三七〇円				二七〇円
二千人未満			四二〇円				二七〇円
三千人未満			四七〇円				三三〇円
五千人未満			五二〇円				三七〇円
一万人未満			六二〇円				四二〇円
二万人未満			七二〇円				五二〇円
三万人以上			一、一二〇円				七二〇円
二万人以上			一、五二〇円				一、〇二〇円

7 投票所が市役所、区役所又は町村役場から十二軒以上離れた地に設けら

れた場合においては、特に要する旅費及び通信費を加算する。
8 投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。
9 積雪のため投票箱の運搬にをりを使用する投票所については、特に要する運搬費を加算する。
（開票所経費）
第五條 投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、左の表に掲げる通りとする。

開票区 の選挙人数	区		市		町		村
	市	町	市	町	市	町	
一千人未満			三、七六〇円		三、五八〇円		二、九三〇円
一千人未満			四、三九六円		四、一六四円		三、三〇〇円
二千人未満			五、九一六円		五、五六八円		四、二七二円
三千人未満			七、九七二円		七、四八〇円		五、八四六円
五千人未満			一〇、四四八円		九、七八〇円		七、六二四円
一万人未満			一三、四四五円		一二、五四三円		九、六三四円
二万人未満			一六、二二〇円		一五、一一〇円		一二、七九〇円
三万人以上			一八、七〇八円		一七、四二二円		一三、五四〇円
二万人以上			二四、二七二円		二二、五四八円		一七、六四〇円

2 前項の開票所で勤務地手当を支給する地域に在るものについては、左の表に掲げる額に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。

3 投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、第一項の基本額から左の表に掲げる額を減じた額とする。

開票区 の選挙人数	区		市		町		村
	市	町	市	町	市	町	
一千人未満			一、四三〇円		一、二七〇円		七七〇円
一千人未満			一、七一一円		一、五二四円		八八〇円
二千人未満			二、五七四円		二、二八六円		一、三二〇円
三千人未満			三、一四六円		二、七九四円		一、六五〇円
五千人未満			四、〇〇四円		三、五五六円		二、〇九〇円
一万人未満			五、二九二円		四、六九九円		二、七五〇円
二万人未満			五、七二〇円		五、〇八〇円		二、九七〇円
三万人以上			六、五七八円		五、八四二円		三、四一〇円
二万人以上			七、七二二円		六、八五八円		三、九六〇円

開票区 の選挙人数	区		市		町		村
	市	町	市	町	市	町	
一千人未満			一、四三〇円		一、二七〇円		七七〇円
一千人未満			一、七一一円		一、五二四円		八八〇円
二千人未満			二、五七四円		二、二八六円		一、三二〇円
三千人未満			三、一四六円		二、七九四円		一、六五〇円
五千人未満			四、〇〇四円		三、五五六円		二、〇九〇円
一万人未満			五、二九二円		四、六九九円		二、七五〇円
二万人未満			五、七二〇円		五、〇八〇円		二、九七〇円
三万人以上			六、五七八円		五、八四二円		三、四一〇円
二万人以上			七、七二二円		六、八五八円		三、九六〇円

4 前項の開票所で勤務地手当を支給する地域に在るものについては、左の表に掲げる額に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。

開票区 の選挙人数	開票日	区市町村		市	町	村
		日曜日	休日	日曜日	休日	日曜日
一 千人	未	1,080 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円
二 千人	未	1,180 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
三 千人	未	1,280 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
四 千人	未	1,380 円	1,400 円	1,400 円	1,400 円	1,400 円
五 千人	未	1,480 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円
六 千人	未	1,580 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円
七 千人	未	1,680 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円
八 千人	未	1,780 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
九 千人	未	1,880 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円
一 万人	未	1,980 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円
一 万 五 千人	未	2,080 円	2,100 円	2,100 円	2,100 円	2,100 円
二 万 五 千人	未	2,180 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円
三 万 人	未	2,280 円	2,300 円	2,300 円	2,300 円	2,300 円
三 万 人 以 上	未	2,380 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円

5 前條第三項及び第五項の規定は、第三項の開票所の事務に従事する者の超過勤務手当並びに第一項及び第三項の開票所の燃料費に、それぞれ準用する。

6 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所で都道府県庁の支庁若しくは地方事務所に在るに設けられたものについては、旅費及び通信費の不要分として、六百六十六円を減額する。

7 市の開票所が都道府県庁の支庁又は地方事務所からそれぞれ十二軒以上距つた地に設けられた場合においては、特に要する旅費及び通信費を加算する。

8 開票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

9 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、前各項の規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人をこえる数一万人ごとに百分の三十を乗じて得た額を加算する。

（選挙会経費及び選挙分会経費）

第六條 衆議院議員の選挙の選挙会経費の基本額は、十一万二千八百円とする。

2 参議院地方選出議員の選挙と参議院全国選出議員の選挙を同時に行う場合における選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、四十二万八千四百四十六円とする。

3 勤務地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、左の表に掲げる額に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。

選挙会又は選挙分会が開かれる地	区	市	町	村
衆議院議員選挙会	二七、一一八 円	二三、九九〇 円		
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	三七、一四一 円	三二、八五六 円		

4 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、六千三百円を加算する。但し、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、一級地にあつては七千八百七十五円、二級地にあつては九千四百五十円、三級地にあつては一

選挙会又は選挙分会が開かれる地	区	市	町	村
衆議院議員選挙会	二七、一一八 円	二三、九九〇 円		
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	三七、一四一 円	三二、八五六 円		

第七條 選挙公報発行費の基本額は、左の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

3 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市役所が都道府県庁から、町村役場が都道府県の支庁若しくは地方事務所から、それぞれ十二軒以上離れた地に在る場合においては、特に要する通信費を加算する。

(候補者氏名等揭示費)

八條 候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票所について左の表に掲げる通りとする。

区市町村
開催の時
演説会場
の施設の坪数

百五十坪以上	百五十坪以上	百五十坪以上	五十坪以上
--------	--------	--------	-------

2 演説会場が勤務地手当を支給する地域に在る場合において、演説会が夜間に行われるときは、区にあつては二百四十四円、市にあつては二百十六円、町村にあつては百二十五円に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。

3 演説会が日曜日の晝間に行われ
る場合においては、区にあつては
百九十五円、市にあつては百七十
三元、町村にあつては百円をそれ

左の表に掲げる通りとする。

六六	六六	六六	六六 円	間	区
八四七	七八五	七五五	七四八 円	夜間	
四四六	四四六	四四六	四四六 円	晝間	市
七九七	七三七	七〇七	七〇〇 円	夜間	
四一六	四一六	四一六	四一六 円	晝間	町
六七六	六二六	五八六	五七九 円	夜間	村

ぞれ加算する。但し、勤務地手当を支給する地域にあつては、これらの額及びこれらの額に勤務地手当支給率を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

演説会が休日の晝間に行われる

場合の基不審に 石間の基不審に
よるものとする。

演説会を夜間に開催する場合に
 おいて臨時に電球の取付けを必要
 とするときは、演説会場の施設の

のものにあつては九十五円、百坪以上百五十坪未満のものにあつては百四十円、百五十坪以上のものにあつては二百四十円をそれぞれ加算する。

前項の場合において配線の必要

る。但し、当該演説会が開催され

る建物に電燈設備があり、且つ、その場所を使用する集会において臨時に電燈施設の取付けをするこ

十一日までの間に行われる場合においては、燃料費として、七十二円を加算する。但し、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、一級地にあつては九十円、二級地にあつては百八円、三級地にあつては百二十六円、四級地にあつては百四十四円をそれぞれ加算するものとする。

8 演説会場の廊下等が聴衆席として使用される場合においては、その面積は、当該演説会場の坪数に含めるものとする。

9 演説会場の施設について使用料の定がある場合において、その料金が演説会開催のために必要な施設の費用を含むときは、その料金の額を基本額とする。

(立会演説会費)

第十條 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の立会演説会を開催する場合における施設の公営に

[illegible]

学校以外	学校		施設			市	町	村
	夜間	昼間	演説 会開 の 時	演説 会開 の 日	演説 会開 の 日			
勤務地手当を支給する地域における立会演説会については、左の表に掲げる額に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。	四、〇二四	三、三二九	一、三九円	二、〇二四	一、七四九円	平日	日曜日	休日
	四、〇二四	三、七四九	二、〇二四	一、八九円	一、二〇九円	平日	日曜日	休日
	四、〇二四	三、八八九	二、〇二四	一、九一九	一、六九九円	平日	日曜日	休日
	三、九一九	三、三二〇	一、九一九	一、六九九円	一、七八四円	平日	日曜日	休日
	三、九一九	三、六九九	一、九一九	一、七八四円	一、二七九円	平日	日曜日	休日
	三、九一九	三、七八四	一、九一九	一、二七九円	一、五七九円	平日	日曜日	休日
	三、八二四	三、一八九	一、八二四	一、一八九	一、六九九円	平日	日曜日	休日
	三、八二四	三、五七九	一、八二四	一、六九九円	一、二七九円	平日	日曜日	休日
	三、八二四	三、六九九	一、八二四	一、六九九円	一、二七九円	平日	日曜日	休日

区		市		町		村	
演説 開催の 時	演説 開催の 日	平日	日曜日	休日	平日	日曜日	休日
昼 間	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇
夜 間	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇

3 前條第七項の規定は、第一項の立会演説会の燃料費に準用する。
(新聞広告公費)
第十一條 新聞広告の公費に要する

経費は、全国選挙管理委員会が定める。
(ポスター用紙費)
第十二條 候補者が使用するポスター用紙の経費の額は、候補者一人についてそれぞれ左の各号に掲げる額とする。但し、参議院地方選出議員の選挙にあつては、当該

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	百万人以上	百万人以上	二百五十万人以上	二百五十万人以上	二百万人以上	三百万人以上
金額	二、五八六、三三三円	二、九八六、九三三円	四、一五八、〇〇〇円	四、一五八、〇〇〇円	五、九八六、九三三円	五、九八六、九三三円	七、九八六、九三三円	一〇、九八六、九三三円

選挙人の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十万人未満	十万人以上	十五万人以上	十五万人以上
金額	九、九八七、六六六円	一、四四、四二〇円	二、二五、六〇六円	三、五三、一八五円	四、八〇、六八五円	五、九八六、九三三円	七、九八六、九三三円	一〇、九八六、九三三円

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上	百万人以上	百万人以上	二百五十万人以上	二百五十万人以上	二百万人以上	三百万人以上
金額	二、五八六、三三三円	二、九八六、九三三円	四、一五八、〇〇〇円	四、一五八、〇〇〇円	五、九八六、九三三円	五、九八六、九三三円	七、九八六、九三三円	一〇、九八六、九三三円

選挙区の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合においては、その一を増すごとに四百円を加算する。
一 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の候補者
二 参議院全国選出議員の選挙の候補者
千二百円
八千円
(事務費)
第十三條 第四條から第十二條までの規定による経費を除く外、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓蒙宣伝の経費を含む)は、左の各号の表に掲げる通りとする。
但し、都道府県の選挙管理委員会、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所並びに地域等については、特別の事情がある市区町村については、全国選挙管理委員会と協議して別に基本額を定めることができる。

選挙人の数	十万人未満	十万人以上
金額	三、六五、八二八円	四、九四、三二八円

2 都道府県庁、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所、区役所又は町村役場が勤務地手当を支給する地域に在る場合においては、左の各号の表に掲げる額に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。

都道府県の支庁又は地方事務所	五、四、二九〇円
三 大都市	一、三、七、六六五円
四 区	七、四、九四六円

五市

選挙人の数	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
金 額	三〇、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	四六、七六〇円	六六、三三〇円	六六、三三〇円

六町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
金 額	三、九〇〇円	三、九〇〇円	六、六〇〇円	一一、〇〇〇円	一六、六六〇円	二〇、〇〇〇円	三三、七四〇円

3 投票又は開票が休日に行われる場合においては、左の各号の表に掲げる額を加算する。但し、前項の場合においては、これらの額及びこれらの額に勤務地手当支給率を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

選挙人の数	五十人未満	五十人以上百万人未満	百万人以上	百五十万人未満	百五十万人以上	二百五十万人以上	三百五十万人以上
金 額	九、三〇〇円	一〇、三〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、三〇〇円	一五、三〇〇円	二二、六六〇円	三三、七四〇円

選挙人の数	五十人未満	五十人以上百万人未満	百万人以上	百五十万人未満	百五十万人以上	二百五十万人以上	三百五十万人以上
金 額	九、三〇〇円	一〇、三〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、三〇〇円	一五、三〇〇円	二二、六六〇円	三三、七四〇円

選挙人の数	五十人未満	五十人以上百万人未満	百万人以上	百五十万人未満	百五十万人以上	二百五十万人以上	三百五十万人以上
金 額	九、三〇〇円	一〇、三〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、三〇〇円	一五、三〇〇円	二二、六六〇円	三三、七四〇円

選挙人の数	五十人未満	五十人以上百万人未満	百万人以上	百五十万人未満	百五十万人以上	二百五十万人以上	三百五十万人以上
金 額	九、三〇〇円	一〇、三〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、三〇〇円	一五、三〇〇円	二二、六六〇円	三三、七四〇円

選挙人の数	五十人未満	五十人以上百万人未満	百万人以上	百五十万人未満	百五十万人以上	二百五十万人以上	三百五十万人以上
金 額	九、三〇〇円	一〇、三〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、三〇〇円	一五、三〇〇円	二二、六六〇円	三三、七四〇円

選挙人の数	五十人未満	五十人以上百万人未満	百万人以上	百五十万人未満	百五十万人以上	二百五十万人以上	三百五十万人以上
金 額	九、三〇〇円	一〇、三〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、三〇〇円	一五、三〇〇円	二二、六六〇円	三三、七四〇円

選挙人の数	五十人未満	五十人以上百万人未満	百万人以上	百五十万人未満	百五十万人以上	二百五十万人以上	三百五十万人以上
金 額	九、三〇〇円	一〇、三〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、三〇〇円	一五、三〇〇円	二二、六六〇円	三三、七四〇円

選挙人の数	五十人未満	五十人以上百万人未満	百万人以上	百五十万人未満	百五十万人以上	二百五十万人以上	三百五十万人以上
金 額	九、三〇〇円	一〇、三〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、三〇〇円	一五、三〇〇円	二二、六六〇円	三三、七四〇円

選挙人の数	五十人未満	五十人以上百万人未満	百万人以上	百五十万人未満	百五十万人以上	二百五十万人以上	三百五十万人以上
金 額	九、三〇〇円	一〇、三〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、三〇〇円	一五、三〇〇円	二二、六六〇円	三三、七四〇円

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合においては、都道府県にあつては二千六百六十円、都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市区町村にあつては千八百六十円をそれぞれ加算する。但し、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域に在る場合においては、左の表に掲げる額を加算するものとする。

都道府県市町村等	都道府県	都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市区町村
一級地	二、七〇〇円	一、三五〇円
二級地	三、二四〇円	一、六二〇円
三級地	三、七八〇円	一、八九〇円
四級地	四、三二〇円	二、一六〇円

5 都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁若しくは地方事務所との間の旅費及び通信費で基本額に含めるものは、距離に応じて増減することができる。

(選挙長等の費用弁償額)
第十四条 投票管理費、開票管理費、選挙長、選挙分会長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、左の表に掲げる通りとする。

2 選挙長又は選挙分会長が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料とし、その額及び支給の方法は全国選挙管理委員会の定めるところによるものとする。

3 第一項の費用の額は、第四條から第六條までに規定する経費の基本額中に含めるものとする。
(最高裁判所裁判官国民審査の経費)
第十五条 最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)に

要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院地方選出議員の選挙会経費及び参議院全国選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院地方選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、参議院地方選出議員の候補者氏名等揭示費の額に準ずる額とする。

の総選挙の経費中に含めるものと
する。

(日本国憲法第九十五條の規定に
よる投票の経費)

第十六條 日本国憲法第九十五條の
規定による投票に要する経費の額
は、投票が一又は二以上の市町村
(特別区を含む。)の区域にわたつ
て行われる場合においては、第四
條、第五條及び第十三條の規定に
よつて算出した経費の額の二分の
一に相当する額以内の額とし、投
票が一又は二以上の都道府県の区
域にわたつて行われる場合におい
ては、都道府県並びに都道府県の
支庁及び地方事務所については第
十三條の規定による経費の額の、
当該都道府県の区域内に在る市区
町村については第四條、第五條及
び第十三條の規定によつて算出し
た経費の額の、それぞれ二分の一
に相当する額以内の額とする。

(再選挙等の経費)

第十七條 国会議員の再選挙及び補
欠選挙並びに国民審査の再審査の
執行に要する経費の額は、第四條
から第十五條までの規定によつて
算出した額の三分の二に相当する
額以内の額とする。

(配付)

第十八條 全国選挙管理委員会は、
第四條から前條までの規定によつ
て算出した各都道府県の選挙管理
委員会において要する経費及び当
該都道府県の区域内に在る市区町
村の選挙管理委員会において要す
る経費を予算をもつて定められた
ものを都道府県に交付し、都道府
県は、当該都道府県の区域内に在

る市町村において要する経費とし
て交付を受けた額を市町村に交付
するものとする。

2 避けることのできない事故そ
の他特別の事情によつて前項に規
定する交付額をもつて国会議員の
選挙等を執行することができない
都道府県又は市町村に対しては、
全国選挙管理委員会は、前項の交
付額の百分の五以内の額で別に予
算をもつて定められたものの範囲
内において、必要な経費を追加し
て交付することができ。

3 都道府県又は市町村が前二項の
規定による交付金をもつて実施す
べき国会議員の選挙等の事務の一
部を実施することを要しなくなつ
た場合においては、全国選挙管理
委員会は、既に交付した交付金の
うちその事務の実施に要する経費
に相当する額の全部又は一部を還
付されることができ。

(投票区又は開票区の設置の基準)

第十九條 市区町村の選挙管理委員
会が市区町村の区域に分けて数投
票区を設け、若しくはその数を増
加し、又は都道府県の選挙管理委
員会が市の区域を分けて数開票区
を設け、若しくはその数を増加し
ようとする場合においては、全国
選挙管理委員会の定める基準に従
つてしなければならない。

(選挙人及び世帯数の意義)

第二十條 この法律における選挙人
の数は、前年の十二月二十日をも
つて確定した衆議院議員選挙人名
簿に登録された、選挙人の数とし
る。但し、当該選挙人名簿に登録
された選挙人の数が選挙又は国民

審査に用いべき選挙人名簿に登録
された選挙人の数と著しく異な
るときは、その選挙人名簿に登録さ
れた選挙人の数とすることができ
る。

(地方公共団体の組合に対するこ
の法律の適用)
第二十一條 この法律の適用につ
いては、全部事務組合及び役場事務
組合は一町村とみなし、その組合
役場は町村役場とみなす。

2 公職選挙法(昭和二十五年法律
第 号)施行の後初めて行ひ参
議院議員の通常選挙に限り、第七
條第一項の基本額は、左の表に掲
げる額に当該都道府県の世帯数を
乗じて得た額とする。

都道府県の世帯数		選挙		参議院全国選出議員選挙	
(一)	二十万以下	都及び大府県	参議院地方選出議員選挙	候補者数	参議院候補者数
(二)	三十万以下	都及び大府県	参議院地方選出議員選挙	参議院候補者数	参議院候補者数
(三)	四十万以下	都及び大府県	参議院地方選出議員選挙	参議院候補者数	参議院候補者数
(四)	五十万以下	都及び大府県	参議院地方選出議員選挙	参議院候補者数	参議院候補者数
(五)	六十万以下	都及び大府県	参議院地方選出議員選挙	参議院候補者数	参議院候補者数
(六)	七十万以下	都及び大府県	参議院地方選出議員選挙	参議院候補者数	参議院候補者数
(七)	百万以上	都及び大府県	参議院地方選出議員選挙	参議院候補者数	参議院候補者数

四月七日日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、公職選挙法第二十七條第二、三
項削除に関する請願(第一
六八二号)

一、長期入院療養者に対する選挙法
改正案の請願(第一七四七号)

一、長期入院療養者に対する選挙法
改正案の請願(第一七四八号)

一、長期入院療養者に対する選挙法
改正案の請願(第一七四九号)

第一六八二号 昭和二十五年三月二
十二日受理

公職選挙法第二十七條第二、三
項削除に関する請願
請願者 東京都杉並療養所杉並
患部互助会内 村田重
幸外二百二名

紹介議員 堀真琴君 帆足計君
今回提出された公職選挙法第二十七
條第二、三項の入院加療中の者と
住所要件との関係を規定する條項によ
ると、従来最寄の投票所で投票ができ
た病院療養所に入院加療中の有権者は
次回の選挙からは選挙権の行使ができ
なくなる結果となるから法案の審議に
当つてこの点を考慮せられたいとの請
願。

公職選挙法第二十七條第二、三
項削除に関する請願
請願者 東京都北多摩郡東村山
長期入院療養者に対する選挙法改正案
の請願

紹介議員 細川 嘉六君
選挙法改正案によると「療養所は住所
として認めず入院患者の投票は入院前
の住所で投票する」との條項があるが
結核入院者は、長期入院のため入院前
の住所が遠方にある者が多数を占め、
また病状によりほとんど全員が入院前

公職選挙法第二十七條第二、三
項削除に関する請願
請願者 東京都杉並療養所杉並
患部互助会内 村田重
幸外二百二名

第一七四七号 昭和二十五年三月二
十七日受理
長期入院療養者に対する選挙法改正案
の請願
請願者 東京都北多摩郡東村山
長期入院療養者に対する選挙法改正案
の請願
紹介議員 細川 嘉六君
選挙法改正案によると「療養所は住所
として認めず入院患者の投票は入院前
の住所で投票する」との條項があるが
結核入院者は、長期入院のため入院前
の住所が遠方にある者が多数を占め、
また病状によりほとんど全員が入院前

の住所に投票に行くことができない状態にあるので、この改正案が国会を通過すると、入院中の結核患者は、国民として最も大切な権利義務である選挙権を事実上失う結果となるからこのような改正を中止して、従来通り入院中の結核患者は、療養所を現住所として選挙権を行使できるよう処置せられたいとの請願。

第一七四八号 昭和二十五年三月二十七日受理

長期入院者療養者に対する選挙法改正案の請願

請願者 東京都北多摩郡小平町

多摩済生院新興会内

益子信一外百十六名

紹介議員 兼岩 傳一君

この請願の趣旨は、第一七四七号と同じである。

第一七四九号 昭和二十五年三月二十七日受理

長期入院療養者に対する選挙法改正の請願

請願者 東京都北多摩郡東村山

町野口九六保生園内

田中幸太郎外二百四十八名

紹介議員 中野 重治君

この請願の趣旨は第一七四七号と同じである。

昭和二十五年四月二十八日印刷

昭和二十五年四月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所